

警 察 庁

重傷病給付金における入院要件を撤廃することについての見解

入院期間に係る要件を大幅に緩和した平成18年4月1日以降に発生し、本年3月31日までに重傷病給付金支給裁定が行われたもののうち、身体的な傷病について、入院期間が3日～7日であった51件について、被害者の治療に当たった医師等に対し、現在の医療技術水準下で必要な入院日数について調査を実施したところ、回答を得た42件のいずれも「18年当時と同等の入院期間が必要。医療技術の進歩等によって、入院日数が少なくなったという事情はない。」との見解が示された。

したがって、現時点では、身体的な傷病については、その入院要件を撤廃する必要性、合理性は認められないものと思料する。

(参考)

重傷病給付の入院要件の変遷

- 平成13年新設時
  - ・ 入院日数：14日以上
- 平成18年改正時（犯罪被害者等基本計画での議論を踏まえた改正）
  - ・ 身体的な傷病：3日（経過観察、検査入院を除いた最低限に必要な入院日数）以上に短縮
  - ・ 精神疾患：入院要件を撤廃